

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月22日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成28年頃、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、足場建設作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成29年6月27日、会社から帰宅途中、自ら救急車を呼びC医療機関へ搬送された後、精査加療目的でD医療機関に救急搬送され、「穿孔性腹膜炎の疑い、急性腹症、高尿酸血症、急性限局性腹膜炎、腹水症、小腸炎、腹膜炎、腸穿孔、急性汎発性腹膜炎、閉鎖性胃腸管穿孔破裂」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人によれば、同日、前日からの腰痛のため通常と異なる姿勢で、足場上で解体した足場材を下に降ろし、それを受け止める作業（以下「キャッチ作業」という。）を行っていた時に下腹部に痛みを感じたが、我慢しながら最後まで作業を続けたところ、約30年前の業務災害により膵臓を負傷した影響で腹筋力が弱くなっていた腹部に直接衝撃が加わったために、本件傷病を発症したという。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月7日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病はキャッチ作業が原因である旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件傷病とキャッチ作業との相当因果関係について、E医師は、平成30年2月20日付け労災意見書において、要旨、「不詳だが、医学的にみてもキャッチ作業との関連性はないものとする。」と述べ、F医師も、同年7月18日審査官受付の労災意見書において、要旨、「本件傷病と発生状況との因果関係があるかどうかは不明としか言いようがない。」と述べている。

(3) また、F医師は、同労災意見書において、要旨、「既往症から外傷歴はあるが、今回のものとしての外傷は認められない。」と述べつつも、「外傷が認められなくても内臓を損傷することはないとはいえない。過去の請求人の既往歴を考えるとないとは断言できない。」と述べていることから、請求人が平成元年に受傷した外傷性胃穿孔膵損傷については、腹部に強度の圧力がかかった場合、外傷がなくても内臓を損傷する可能性も考え得るが、E医師は、平成30年10月16日付け労災意見書において、要旨、「急性汎発性腹膜炎、閉鎖性胃腸管穿孔破裂は、特発生のため、発症原因は不明である。」、「外傷性胃穿孔膵損傷は平成元年発症であり、それより28年間経過していることから、今回の消化管穿孔との因果関係があるとは、医学的には考えにくい。」と述べている。

(4) これらの意見から、キャッチ作業により請求人が内臓を損傷したと判断する

ことは困難である。

(5) 以上に鑑みれば、決定書理由に説示のとおり、本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月24日